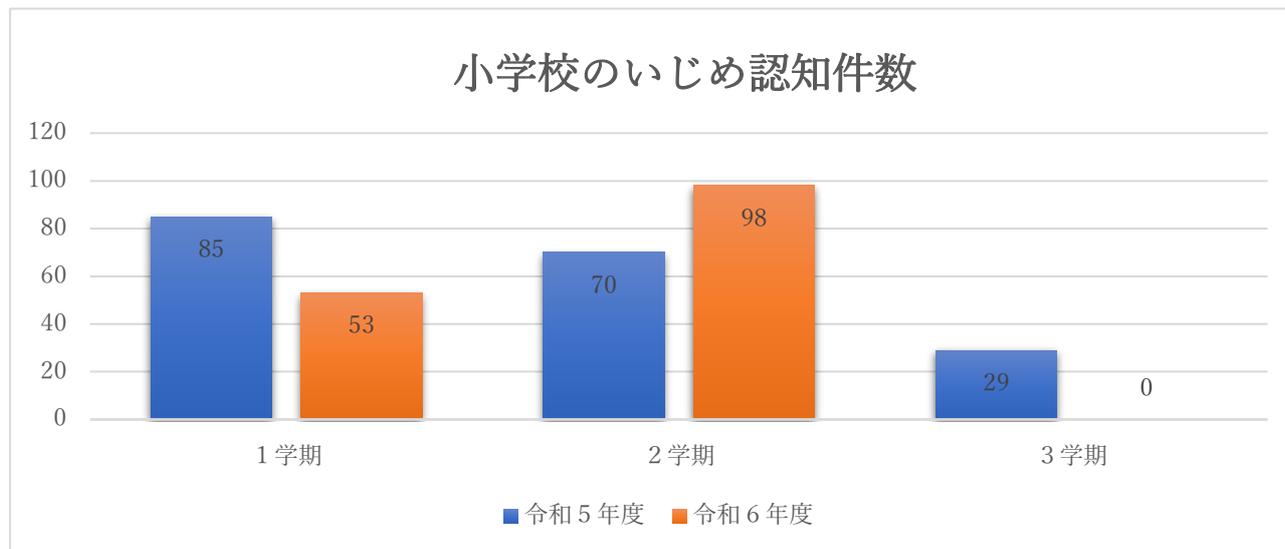


市立小・中学校のいじめの現状について

1. 福島市立小学校のいじめの認知件数の推移

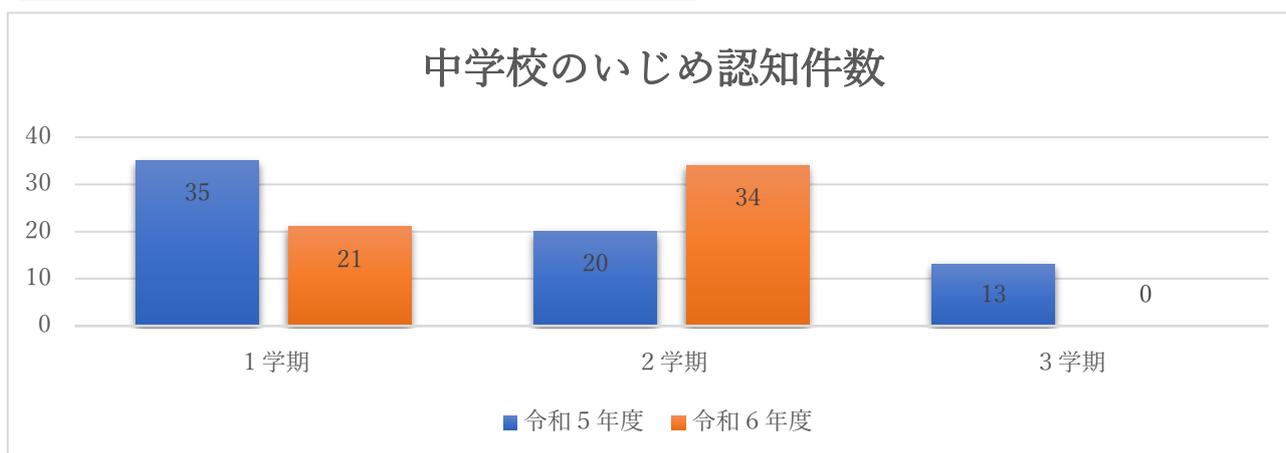


小学校のいじめの認知件数

	1学期	2学期	3学期
令和5年度	85	70	29
令和6年度	53	98	

令和5年度と比較して2学期までの合計はほぼ同数であるが、特徴的な点として、2学期の認知件数が令和5年度より28件多くなっている点が挙げられる。これは、単に「子ども同士のトラブル」として処理するのではなく、いじめの定義に照らして適切にいじめ認知をするよう依頼してきた表れと考えられる。加害にはその気はなかった言動や、悪ふざけから派生するものなど、適切に認知されていた。

2. 福島市立中学校のいじめの認知件数の推移



中学校のいじめの認知件数

	1学期	2学期	3学期
令和5年度	35	20	13
令和6年度	21	34	

小学校同様、令和5年度と比較して2学期までの合計は同数であるが、特徴的な点として、2学期の認知件数が令和5年度より14件多くなっている点が挙げられる。中学校においても、単に「子ども同士のトラブル」として処理するのではなく、いじめの定義に照らして適切にいじめ認知をするようになってきている。

3. 今年度のいじめ問題対応に関して強化してしてきた取組

- (1) 教育委員会会議において、重大事態の記録を基に事例研究の協議を行い、いじめ問題に係る知見の蓄積を図った。
- (2) 学校教育課内にいじめ問題に係る専門の部署を設け、担当を配置した。
- (3) 市のいじめ防止等に関する条例の改正及びいじめ防止基本方針の改定を受け、各学校のいじめ防止基本方針を改定し、全学校がホームページに掲載し周知した。
- (4) 校長対象のいじめ対応研修において、いじめを理由とした欠席が1日でもあった場合は速やかに報告するよう周知するとともに、その対応における校長の役割の重要性について共通理解を図った。
- (5) 教頭対象のいじめ対応研修において、重大事態の記録を基にグループ協議を行い、対応において重視すべきことの共通理解を図った。
- (6) 一人一台端末を使用して、毎日登校した段階で心の健康状態を児童自身が入力して教師に伝えることができるコンテンツを導入し、子どもの悩みを表出できる方法を増やした。
- (7) いじめ防止サポートチームの定例会において、重大事態となるおそれのあった事案を基にグループ協議を行い、対応において重視すべきことの共通理解を図った。
- (8) 11月の校長会の場で、いじめを理由とした欠席があった場合の教育委員会への速やかな連絡と校長の率先した対応の大切さについて再度確認した。

4. 各学校の今年度のいじめ問題対応と今後への課題

- 各学校の教職員が、「いじめは現に起きている」という基本認識に立ち、危機意識をもって対応するようになってきた。そのため、管理職への報告がはやくなった。
 - いじめの疑いの報告等があると、自校のいじめ対策組織を招集し、迅速に組織的な対応を行う学校が増えてきた。
 - 校長が前面に出て、被害児童生徒及び保護者に対応し、今後に向けた具体的な対応を指示するようになってきた。
 - 「子ども同士のトラブル」と判断して済ませてしまったことで後になって問題が大きくなってしまうケースがあった。いじめ防止対策推進法のいじめの定義に照らして適切に認知するよう再度周知する必要がある。
 - いじめを理由とした欠席があれば速やかに教育委員会担当へ報告することとなっているが、この点はさらに徹底を求めていく。
 - 進級進学に際し、引き継ぎが十分になされていないケースがあった。確実に引き継ぐとともに、その次の学級編成でも参考にできるよう、引継ぎの仕方についても工夫を求めていく必要がある。
- ※ 事後の対応が適切になされるようになってきているが、事前に児童生徒・保護者に方針を説明しておくことでさらに対応に対して理解が得られるようになるものなので、4月に全学校で説明の機会をもつよう周知する。